

愛知県地域強靱化計画(仮称) 骨子案

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1. 計画の策定趣旨

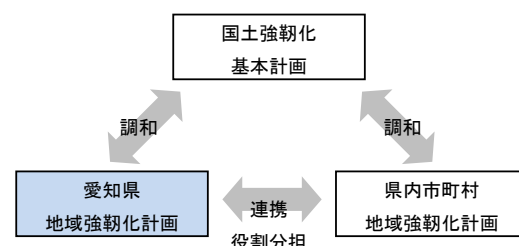
国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、愛知県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として策定するもの。

2. 愛知県を強靱化する意義

- (1) 大規模自然災害等の巨大リスクから県民の生命・財産、地域産業を守り、本県の社会経済活動を維持。
- (2) 世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進。
- (3) 首都圏が被災した場合のバックアップ機能を備えるなどの国全体の強靱化に寄与。

3. 計画の位置づけ

- (1) 国土強靱化基本計画との調和を保ちつつ、地域が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響や緊急度等を踏まえるとともに、個別の事業も含め、重点化・優先順位付けしながら策定するもの。
- (2) 策定主体である愛知県が自ら担う取組だけでなく、当該地域の強靱化にとって必要となる、住民、経済体、民間事業者、区域内の地方公共団体、国等の関係者による取組、さらには区域外の地方公共団体との連携・協力による取組を進める。



第2章 愛知県の強靱化の基本的な考え方

1. 愛知県の地域特性等

(1) 地域特性

- ゼロメートル地帯
日本最大のゼロメートル地帯である濃尾平野／西三河・東三河地域の沿岸部
- 人口が集中する大都市地域
約741万人（全国第4位）は国内人口の約5.8％／全国第5位の人口密度1,435人/km²
- ものづくり産業の集積
製造品出荷額等41兆8703億円（平成25年）は全国の13.9％／37年連続で全国1位
- 国内外との物流・交流ネットワークの要
愛知県発の貨物出荷量は全国1位／名古屋港の輸出額・輸入額は全国1位・3位（平成25年）／国際物流・交流拠点としての名古屋港・衣浦港・三河港、中部国際空港
- 国土軸の結節点
リニア中央新幹線、東海道新幹線、新東名・新名神高速道路、東海北陸自動車道等の高速交通ネットワークの結節点／我が国の社会・経済活動を支える東西南北交通の要衝

(2) 南海トラフ地震により想定される被害

- 強い揺れ、液状化に伴う被害
- 広範囲に渡る浸水・津波に伴う被害

H26.12.25 第2回愛知・名古屋地域強靱化有識者懇談会

H27.1.8 第2回愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議 での配付資料

(3) その他考慮する事項

- 名古屋市との十分な連携、名古屋市地域強靱化計画（仮称）との相互の調和の確保
- 地域強靱化を検討する上で、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるとして津波避難対策特別強化地域に指定された3市町（豊橋市、田原市、南知多町）の脆弱性を考慮

2. 愛知県の強靱化の基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3. 愛知県の強靱化を進める上での留意事項

- 「自律・分散・協調」型の社会システム
- 非常時の防災・減災のみならず、平時にも有効に活用される対策
- 短期～長期の時間管理概念を持った計画的な取組
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上
- 人材の育成と確保
- 人口減少や高齢化、社会資本の老朽化への対応
- 民間資金の積極的な活用
- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 代替性・冗長性等の確保が必要
- 国、県内市町村、事業者、住民等の連携と役割分担

第3章 愛知県の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
2. 個別施策分野と横断的分野の設定
3. 脆弱性評価の実施手順
4. 脆弱性評価結果

第4章 推進すべき施策

※検討中

1. 施策方針 リスクシナリオ及び施策分野ごとに長期的な取組を含む施策の方針を記載。
2. 実施事業 各施策に係る主な指標や事業を掲載。（短期的な目標や計画）

第5章 計画推進の方策

※検討中

1. 施策の重点化や進捗管理（PDCA）のあり方
2. 国や県の計画・施策の動向等にあわせて適宜計画を見直し

愛知県地域強靱化計画（仮称）策定に向けた 脆弱性評価（案）

H26.12.25 第2回愛知・名古屋地域強靱化有識者懇談会
H27.1.8 第2回愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議
における配付資料から抜粋（詳細は県ウェブサイトに掲載）
⇒<http://www.pref.aichi.jp/0000076965.html>

1. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 国土強靱化基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、愛知県の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、43のリスクシナリオを設定した。（地震以外のリスクに関する事態及び地域性から該当しない事態等を削除するとともに、地域の視点として避難所の機能不足等に関する事態（6-5）及び住居確保等の遅延による事態（8-6）を追加した。）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模地震災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4 堤防の沈下、水門等の倒壊による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模地震災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-4 名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模地震災害発生後であっても、経済活動（サ	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

プライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6 食糧等の安定供給の停滞
6 大規模地震災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 排水機場等の防災施設、ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-7 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8 大規模地震災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

2. 個別施策分野と横断的分野の設定

○ 国土強靱化基本計画において設定された施策分野（12 の個別施策分野及び 3 の横断的分野）をもとに、11 の個別施策分野及び 4 の横断的分野を設定した。

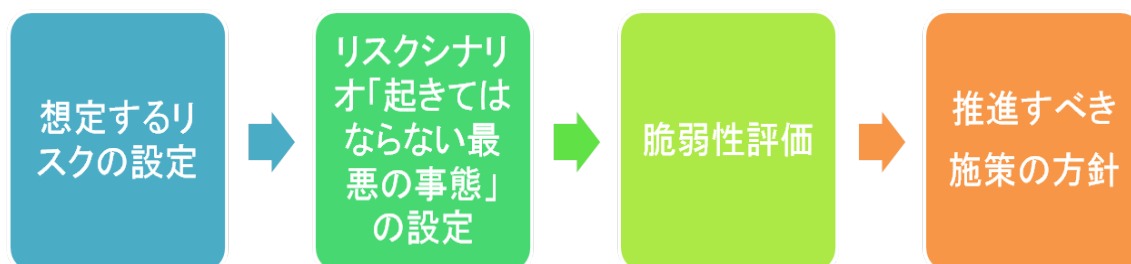
（基本計画における「産業構造」と「金融経済」の個別施策分野を「産業・経済」として統合するとともに、地域の視点として横断的分野に「産学官民・広域連携」を追加した。

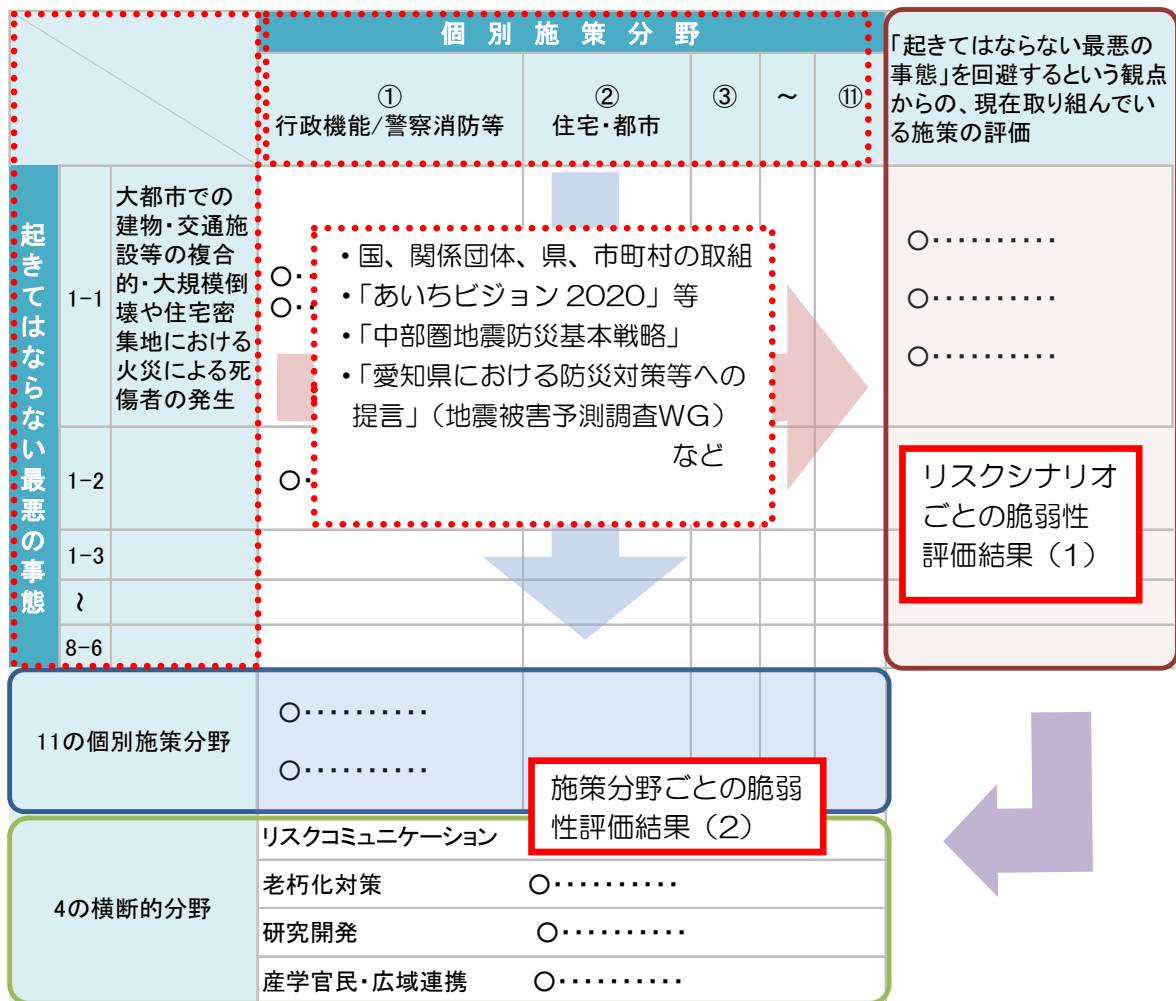
個別施策分野	横断的分野
1. 行政機能／警察・消防等	1. リスクコミュニケーション
2. 住宅・都市	2. 老朽化対策
3. 保健医療・福祉	3. 研究開発
4. エネルギー	4. 産学官民・広域連携
5. 情報通信	
6. 産業・経済	
7. 交通・物流	
8. 農林水産	
9. 地域保全	
10. 環境	
11. 土地利用	

3. 脆弱性評価の実施手順

- 国土強靱化基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考とした。
- 国・関係団体（検討会議）・県内部の取組状況の把握に加え、「あいちビジョン2020」等の本県の計画等、「中部圏地震防災基本戦略」（南海トラフ地震対策中部圏戦略会議策定）、「愛知県における防災対策等への提言」（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等地震被害予測調査ワーキンググループ）などを基に愛知県の脆弱性を総合的に評価した。
- 今後、国土強靱化基本計画、名古屋市との調和や津波避難対策特別強化地域に指定された3市町（豊橋市、田原市、南知多町）の脆弱性を考慮しながら、リスクへの対応方策の検討（STEP4）を進めていく。

【脆弱性評価の進め方】





図．脆弱性評価の手順

脆弱性評価結果のポイント(愛知県)

- 今後取り組むべき課題等について 8 つの「事前に備えるべき目標」ごと及び施策分野（横断的分野）の視点から、評価結果のポイントとなる部分を抜粋して以下に示す。（記述後に関連するリスクシナリオ番号【○-○】を記載）

1) 大規模地震災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(建築物等の耐震化)

- ◆ 住宅・建築物等の耐震化は、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、老朽化マンションの建替え促進等も含め、更にきめ細かな対策が必要である。また、つり天井など非構造部材や、外壁落下対策等の対策を併せて進める必要がある。また、長周期地震動の影響を受けやすい超高層建築物等の構造安全性の確保を促進する必要がある。（住宅の耐震化率 85%（H23））【1-1、1-2】

(交通施設等における耐震化の促進)

- ◆ 交通施設等及び沿線・沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。また、交通施設等の耐震化に係る研究・技術開発について、長期的な視点に立って促進していくことが必要である。【1-1】

(著しく危険な密集市街地の解消)

- ◆ 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地については、避難地等の整備、建築物の不燃化等により計画的な解消を図る必要がある。【1-1】

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

- ◆ ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が生じる恐れがある地域について、河川・海岸堤防の計画的かつ着実な耐震化等の対策を進める必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも流出しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。【1-3】

(避難場所の確保等)

- ◆ ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が生じる恐れがある地域について、高速道路の利用を始めとした高台等における避難場所の確保や津波避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定及びそこに至る避難路の整備、農業水利施設等の高所へ避難するための階段等の設置を進めていく必要がある。【1-3】

(ハード・ソフトを組み合わせた浸水・津波対策の推進)

- ◆ 広大なゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など地形地質条件等の特性を考慮し、ハザードマップの作成支援、避難計画策定、高台等における避難場所の確保、河川・海岸堤防の耐震化等に加え、安全な台地の利用など土地利用と一体となった減災を含めて、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた対策の推進が必要である。【1-4】

(効果的な教育・啓発の実施)

- ◆ 広範囲にわたる住宅の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具等の転倒防止等に繋がる効果的な教育・啓発等の取組の促進が必要である。（家屋の固定化率 56%（H25））【1-6】

(情報の効果的な利活用に向けた人員・体制の整備)

- ◆ 情報収集・提供手段の効果的な利活用をより一層充実させるため、情報収集・提供の主要な主体である自治体を始め、教育機関や地域で防災の役割をもつ団体の人員・体制を強化する必要がある。【1-6】

2) 大規模地震災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)
--

(備蓄機能等の強化)

- ◆ 地震被害予測調査結果等を踏まえ、地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化促進を図る必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、企業、避難所等においてもそれぞれ備蓄量の確保を促進する必要がある。【2-1】

(災害対応の体制・資機材強化)

- ◆ 自衛隊、警察、消防、海保等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。また、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織等の充実強化や道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。また、各部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。【2-3】

(災害時における医療機能の確保)

- ◆ 災害時医療救護活動に関する協定締結を継続して推進するとともに、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について検討する必要がある。(医薬品等の供給に関する関係団体との協定 5 団体 (H26))、(災害時医療救護活動に関する協定 1 団体 (H26))【2-6】

(衛生環境の確保等)

- ◆ 消毒や害虫駆除等や、被災者の生活空間から病原菌の温床となる廃棄物や下水等を速やかに排除、処理するための体制等を構築しておく必要がある。また、平時からの予防接種の促進等が必要である。【2-7】

3) 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(基幹的広域防災拠点の整備等)

- ◆ 首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替 (バックアップ)・支援機能の強化等も視野に入れながら、中部圏において基幹となる広域防災拠点の整備検討を進める必要がある。【3-3】

(地方行政機関等の機能維持)

- ◆ 地方行政機関等の機能確保は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することからレジリエンスの観点において極めて重要であり、大規模地震時においても必要な機能を維持するため、施設機能の強化を図るとともに、国・地方行政機関等の連携、情報通信ネットワークの冗長化等を図ることが必要である。また、防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の補強・育成、物資等の備蓄、職員の参集状況や家族の安否確認、職員へのメンタルケアなどの体制強化が必要である。【3-4】

4) 大規模地震災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- ◆ 防災情報システムのあり方を検討しシステム設計に繋げ、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。また、災害情報システムや通信手段が、一部の地域もしくは県全体に渡って途絶える可能性に対する対応について検討しておく必要がある。【4-1】

(災害対応業務、災害情報の標準化、共有化等)

- ◆ 災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討推進が必要である。【4-1】

5) 大規模地震災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

(地域連携型BCP策定の促進)

- ◆ 大規模地震時にサプライチェーンを確保するためには企業ごとのBCP策定に加え、地域内・地域間の企業、行政、住民との連携や他圏域との連携を考慮した地域連携BCPの策定を促進する必要がある。関係機関及び民間・住民も含めて情報共有化、避難所・復旧救護業務の役割分担など幅広く連携し、効率的に進める必要がある。【5-1】

(インフラ老朽化対策等の推進)

- ◆ 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっているため、戦略的なアセットマネジメントを展開し、計画的で効率的な維持管理・更新を推進していく必要がある。また、広大なゼロメートル地帯対策としても有効な物流インフラ網の構築も考慮する。【5-4】

(海上輸送拠点の耐震化等の促進)

- ◆ 陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など港湾物流機能の確保を進める必要がある。【5-4】

(航空機能の災害対策等の強化)

- ◆ 災害時に求められる空港機能、輸送能力の検討等を行い、必要な空港機能等を確保していく必要がある。【5-4】

6) 大規模地震災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(電力供給ネットワークの災害対応力等の強化)

- ◆ 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、発・変電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、各機関における事業継続計画（BCP）の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平時も含め関係機関と電気事業者の間で連携体制を構築する必要がある。【6-1】

（自立・分散型エネルギーの導入の促進）

- ◆ 災害時のエネルギーの供給を確保するための取組を進めるとともに、エネルギー供給源の多様化に対応し、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進していく必要がある。さらに、エネルギーセキュリティ向上のため、コージェネレーション等の分散型エネルギーシステムの普及拡大を推進する必要がある。【6-1】

（上水道施設等の耐震化等の推進）

- ◆ 上水道、工業用水道施設等について地震対策実施計画等の見直しを行うとともに、耐震性の不足している施設について耐震化を推進する必要がある。（基幹管路の耐震適合率（上水道（用水供給除く）45.6%（H25））、（配水池の耐震化率（上水道（用水供給除く）79.4%（H25））【6-2】

（下水道施設の耐震化・流域下水道 BCP 策定）

- ◆ 下水道施設について、耐震診断が必要な施設の点検を実施することにより、耐震性の不足する施設を把握し、処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化、改修・更新の実施、非常時の電源確保等を推進していく必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、流域下水道業務継続計画（流域下水道 BCP）の充実を図る必要がある。（地震対策上重要な水管きょにおける地震対策実施率 68%（H26））【6-3】

7）制御不能な二次災害を発生させない

（ため池の防災対策の推進）

- ◆ 築造年代が古く、大規模地震により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、耐震診断や耐震化、ハザードマップの整備など総合的な対策を実施する必要がある。（ため池耐震点検数 1,273 箇所（H26.3）、ハザードマップ作成 260 箇所（H26.3））【7-4】

（有害物質の漏えい等の防止対策）

- ◆ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材の維持・整備や事故発生時の対応計画の策定により、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する必要がある。また、事業者への立入検査等における指導等を継続的に行う必要がある。（特定化学物質等管理書作成 819 件（H26.3））【7-5】

8）大規模地震災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

（災害廃棄物の処理能力、ストックヤードの確保等）

- ◆ 焼却施設、最終処分場等の容量を確認し、不足する場合は災害廃棄物の発生量の推計に合わせ対応する必要がある。また、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地が十分検討されていないため、ストックヤードの確保等を促進する必要がある。【8-1】

（迅速な復旧・復興の担い手となる人材育成・確保と物資等の調達体制の整備）

- ◆ 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を行う必要がある。また、復旧・復興に必要な資機材等の調達・受入体制を整備する必要がある。（応急危険度判定士 7,435 人（H25））【8-2】

（地籍調査等の促進）

- ◆ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるため、更なる調査等の促進を図る必要がある。【8-4】

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）

- ◆ 応急仮設住宅の建設候補地の見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、市町村や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。【8-6】

施策分野（横断的分野）から見たポイント

（非被災地への情報発信）

- ◆ 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、今後の復旧・復興の見込み等に関する情報発信の体制を検討する必要がある。

（避難行動要支援者等への対応）

- ◆ 避難行動要支援者を始めとする要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所、仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保等について対応していく必要がある。

（地域機能の維持・強化）

- ◆ 過疎化・高齢化等、集落におけるコミュニティ機能が低下している現状を踏まえ、地域機能や都市施設の維持・強化を検討するとともに、地域の活力を高め、東京一局集中からの脱却を図る必要がある。

（地震防災対策等に関する研究調査）

- ◆ 大学等の研究組織と連携しながら地震防災対策に関する調査・研究を行い、県内の民間企業、住民等に広く情報発信、教育・啓発する必要がある。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る必要がある。

（地域のシンクタンク機能の充実、継続的な議論の場の充実）

- ◆ 地域の発展における頭脳・原動力・情報発信の拠点となるシンクタンク機能、防災教育の拠点を充実するとともに、愛知県の強靱化に係る課題等について、様々な場面で継続的に議論される場が必要である。

（大規模災害時の広域連携）

- ◆ 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、災害廃棄物処理等、地域のみでは対応できないことが想定されることから、広域的に行政や関係団体及び民間企業の連携体制や応援体制を構築する必要がある。

（市町村間の協調・連携に係る取組の推進）

- ◆ 西三河防災減災連携研究会、東三河地域防災協議会、名古屋市近隣市町村防災担当課長会議等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する必要がある。